

選 定 委 員 会 議 事 録

| | |
|------|---|
| 議 題 | 磯子区の地域ケアプラザの指定管理者の選定について |
| 日 時 | 平成17年3月8日(木) 午前10時から11時30分 |
| 場 所 | 磯子区役所601会議室 |
| 出席者 | 総務部長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、総務課長、区政推進課長、地域振興課長、サービス課長、サービス課担当課長、福祉保健課長 |
| 欠席者 | 無し |
| 決定事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市根岸地域ケアプラザの指定管理者として社会福祉法人訪問の家を選定する。 ・ 横浜市新杉田地域ケアプラザの指定管理者として社会福祉法人電機神奈川福祉センターを選定する。 ・ 横浜市洋光台地域ケアプラザの指定管理者として社会福祉法人横浜長寿会を選定する。 ・ 横浜市磯子地域ケアプラザの指定管理者として社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を選定する。 ・ 横浜市滝頭地域ケアプラザの指定管理者として社会福祉法人竹生会を選定する。 |
| 議 事 | <p>1 提案趣旨 横浜市磯子区内の地域ケアプラザの指定管理者について、作業部会で実施した書類審査及びヒアリングの報告を踏まえて選定する。</p> <p>2 審議経過 <事務局> 定刻となり、選定委員会要綱の規定により、出席委員が過半数を超えているので、会議が成立する旨宣言された後、議事に入った。 委員長(議長)が事務局に説明を求め、福祉保健課長が事務局として指定管理者制度の概要、これまでの経緯を説明。作業部会の意見を報告した。 委員長(議長)が、提案に対して各委員の意見を求めた。</p> <p><出席者の質問意見> 委 員 作業部会の委員の内訳はどのようになっているか。 事務局 各地域ケアプラザの利用者の代表の方及び地域ケアプラザの事業に関係する区の管理職員です。 委 員 作業部会の委員により、評価の大きな違いはあったのか。 事務局 地域ケアプラザの利用の関わり具合により、若干の違いはありますが、概ね高い評価となっております。 委 員 法人が事前に提出した自己評価表、作業部会の評価表の相違はあるか。</p> |

| | |
|--|---|
| 事務局 | ケアプラザによって若干の高低はありますが、著しい差異はありません。 |
| 委員 | 法人評価に係る指定基準は、点数化しやすいように、より具体的な方がよい。 |
| 事務局 | 御指摘の部分もありますので、他の指定管理者の指定基準を参考に、次回に向けて検討します。 |
| 委員 | 地域ケアプラザの指定管理者を変更することになった場合に問題はあるのか。 |
| 事務局 | 利用者や地域と大きく関わるサービスであるため、職員が変わると信頼関係の継続が困難となります。また複数の法人が同一事務所を使って、複数の事業を管理運営することになる場合もあり、その場合は法人間の調整が必要となります。 |
| <p>< 結果 ></p> <p>上記決定事項のとおり決定した。</p> | |